

一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法（*）に基づく「一般事業主行動計画」の取り組みを下記の通り策定致します。

（*）次世代育成支援対策法とは

平成15年7月に成立・公布され、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいいます。

【行動計画の概要】

当社におきましては、育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、小学校就学前の子を養育する従業員が短時間勤務を利用できる制度の導入をするなど、整備を進めて参りました。今回の行動計画では、当社での対応が遅れている男性の育児参加の施策や、有給休暇取得の促進に向けて取り組むとともに、従来から取り組んでいる所定外労働や長時間労働の削減を推進致します。

【行動計画】

◆期間：2011年4月1日～2015年3月31日

◆目標：◎目標1. 男性の育児休職取得促進

1. 社内報にて制度の告知を徹底する等により産休期間に男性の育児休職を促進する。

目標2. 育児休業、育児休業給付など諸制度の周知

1. 育児休職・育児勤務制度のガイドブックを作成し諸制度の周知徹底を行う。

目標3. 所定外労働の削減のための措置

1. 2015年3月31日までに、三六協定オーバー者を0にする。
週次、月次で所定外労働時間を開示し所定外労働時間削減を個別に指導徹底する。
2. 衛生委員会での徹底した検討を行う。

目標4. 年次有給休暇取得の促進のための措置

1. 有給休暇の計画取得を推進する。
アニバーサリー休暇制度を導入する。
フレックス社員は各自の有給休暇を活用し連続休暇を計画的に取得します。

目標5. 育児休職等（育児勤務含む）の取得状況を下記の水準にする。

1. 女性従業員の取得率を70%以上とする。